県の動き 4

ご存じですか?「労働委員会|

~労働トラブルの 解決をお手伝いします~

労働委員会の役割

労働者と会社との間で労働トラブルが発生し、自主的な解決が困難となった場合に、 労働委員会では双方の話を丁寧に聴き、中立・公平な第三者の立場で解決のお手伝いをします。

▼不当労働行為の救済

会社が不当労働行為(組合員への不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉拒否、労働組合への支配介入など)を行ったかどうかを審査し、その事実があった場合には、是正命令を出して、労働組合や組合員を救済します。

労働争議の調整(あっせん・調停・仲裁)

労働争議 (労働組合と会社との間で、ストライキなどの争いになるおそれがある状態のこと)が発生した場合に、労使双方から事情を聴き、合意が得られるよう調整します。

●個別労働紛争のあっせん

労働者個人と会社との間に、労働条件などに関する紛争が生じた 場合、双方の間を取り持ち、歩み寄りによる解決を援助します。

労働委員会は、法的視点や第三者的立場から判断を行う公益委員(大学教授や弁護士など)、労使各側の事情に詳しい労働者委員(労働組合の役員など)・使用者委員(会社役員など)で構成されており、それぞれの観点から労使トラブルの解決をお手伝いします。

困ったときは

制度の利用は無料で、秘密は守られます。 労働トラブルでお困りの際は、お気軽にご利用ください。

詳しくは、県労働委員会ホームページを ご覧ください。⇒

電子メール: aa160008@pref.okinawa.lg.jp



トラブルの事例



労使交渉の決裂 賃金、一時金、 就業規則など



労働環境の改善 パワハラやセクハラ、 いじめなど







公益委員 (5名) 公平な第三者的立場 (大学教授、弁護士など)

労働者委員 (5名) 労働者側の事情を的確に把握 (労働組合の役員など)

問い合わせ 県労働委員会事務局 電話:098-866-2551 FAX:098-866-2554

広告